

学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月
青森県立八戸東高等学校

1 はじめに

学校教育において、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、急速な情報技術の発展により、SNS等のインターネット内におけるトラブルが多発し、いじめはますます複雑化、潜在化している。こうしたいじめをきっかけに不登校に陥ったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、傷つき悩んでいる生徒もいる。

本方針は、生徒が安心して生活し意欲的に充実した高校生活を送れるよう、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの早期対応についての本校における基本的な考えや具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定めるものである。

2 いじめとは

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの一般的態様

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめに対する基本的な考え方

ア いじめは、相手の尊厳を奪ったり教育を受ける権利を奪ったりするなど重大な権利侵害行為であり、生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題であり、人間として絶対に許されない行為である。

イ いじめは、楽しく安心して学校に通うことを妨げる、全ての生徒に関係する問題である。生徒の安全、安心のため、いじめのない学校を目指す必要があり、いじめの未然防止は学校・教職員の重要課題である。

ウ いじめは、どの学校でもどの生徒でも起こり得るものである。いじめはないという姿勢でなく、未然防止に努めるとともに、いじめの早期発見に努める姿勢が大事である。認知件数の少なさを追求するのではなく、いじめを軽視したり隠したりすることなく、積極的に認知していくことが必要である。

エ いじめへの対応は個々の教職員による対応でなく、組織として取り組まなければならないもので、決して一人で抱え込まない。

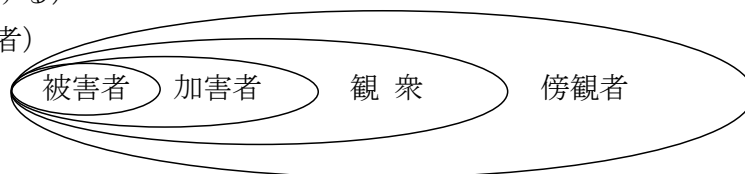
オ けんかやふざけ合いであっても、そのなかに上記の「いじめの一般的態様」に該当する行為があるときは、生徒の被害感情をもとにいじめとして対応する。

(4) いじめの構造やその背景

- いじめを行った生徒（加害者）
- 観衆（はやしたてたり、おもしろがったりして見ている）
- 傍観者（見て見ない振りをする）
- いじめを受けた生徒（被害者）

「いじめ集団の4層構造」

森田洋司 1986 年



いじめの持続や拡大には、いじめを行った生徒といじめを受けた生徒以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる生徒が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持し、いじめを促進する役割を担っている。そのため、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を形成することは、いじめを持続・拡大させないために必要なことであり、傍観者とならないで、教員への報告などいじめを止めさせるための行動をとることができる生徒の育成に努める必要がある。

3 いじめ防止の校内体制について

(1) いじめ防止対策委員会

ア 定例時（年3回）【別紙1】

◆構成員

委員長：校長

副委員長：教頭

委員：生徒指導部主任、学年主任、養護教諭、いじめ防止専門員

◆役割（未然防止・早期発見）

○いじめが起きにくい、いじめを許さない環境作りをする。

- ・基本方針が適切に機能しているか点検し、学校評価の結果も踏まえた上、必要に応じて見直す。（PDCAサイクルの確立）
- ・年間計画の作成、実行、検証をする。
- ・校内教員研修を企画、実施する。（複数回）
- ・基本方針をホームページに掲載するとともに、生徒、保護者及び関係機関に対し説明する。
- ・情報を発信し、委員会の存在の周知に努める。

○いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。

○いじめアンケートを実施する。

イ 事案対処時【別冊：事案対処マニュアル（構成図）】

◆構成員

委員長：校長

副委員長：教頭

委員：生徒指導部主任、学年主任、養護教諭、当該学級担任

（必要に応じて関係の深い教職員を追加）

◆役割（事案対処）

○いじめの疑いに関する調査方針・方法等の決定と指示を行う。

○いじめの疑いの情報を踏まえ、会議を開催し、事実関係の確認をした上で、いじめであるか否かの判断を行い、いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導、保護者との連携のあり方などの対応方針を決定する。

○支援・指導の状況を継続的に把握し、いじめ解消の判断をする。

（２）教育相談委員会

◆構成員

委員長：教頭

副委員長：生徒指導部副主任（保健・相談部兼任）

委員：生徒指導部主任、学年副主任、養護教諭

（必要に応じて関係の深い教職員を追加）

◆役割

○定期的に会議を開催し、欠席が多いなど気になる生徒の情報共有をする。

○スクールカウンセラーによる教育相談を実施し、情報提供を受ける。

４ いじめの未然防止について

（１）学校いじめ防止プログラムの確立と運用【別紙２】

（２）道徳教育・体験活動等の充実

ア 教育活動全体を通じて、生徒が豊かな情操と道徳心を培い、互いの存在を認め合う望ましい人間関係を築けるよう努める。

イ ボランティア活動をはじめとした体験活動等を推進し、コミュニケーション能力の育成をはかるとともに陰徳を奨励し、心の品性の向上を図る。

（３）生徒の充実感の涵養

ア 全ての生徒が、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。

イ いじめの背景となるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。

ウ 生徒と向き合う時間を増やし、生徒の可能性を肯定し、伸ばすよう関わる。

（４）生徒会活動における取り組み

ア 生徒会活動を通して、自主的にいじめの問題について考える取り組みを促す。

イ 生徒のいじめ防止のための取組・提言を踏まえ、基本方針を見直す。

(5) 情報教育の充実

ア 教科「情報」等を活用した情報モラル教育の充実に努める。

イ インターネットで発信された情報はすぐに拡散し、拡散した情報は回収が困難であることを理解させる。

ウ インターネットトラブルの事例を紹介するなど啓発活動をする。

5 いじめの早期発見について

(1) 日常的な生徒観察と情報の共有化によって問題傾向を早期に発見する。そのために、常に生徒の言動に気を配り、不適切な言動があった場合は見逃さず、適切な対応をとる。また、小さな変化にも気づく力を高めることが必要である。

(【別紙3：生徒のサインチェックリスト】活用)

(2) 家庭における観察をもとにした家庭との連携と協力関係を構築する。

(「いじめのサイン発見シート(文科省)」の活用)

(3) いじめアンケートを年3回実施する。(5月・8月・1月【別紙4】)

(4) 各学級において個別面談を年3回以上実施する。

6 解決に向けた対応について【別紙5・別冊(事案対処のマニュアル)】

(1) いじめの疑いが感じられた場合、又は生徒や保護者から相談を受けた場合には、いじめを受けた生徒や情報提供してきた生徒等の安全を確保しながら、速やかに、いじめ防止対策委員会(窓口は生徒指導部主任又は教頭)に報告する。

(2) いじめ防止対策委員は、対応を協議し、関係教員に指示をする。

(3) 学級担任又はそれに代わる教員は、いじめを受けた生徒から事実関係を確認し、記録する。保護者へはその日にうちに連絡することを原則とする。

(4) いじめを行ったと思われる生徒から、事実関係を確認し、記録する。場合によっては、顛末書に自ら記入させる。

(5) 必要があるときは、周囲の生徒からも事実関係の聞き取りをし、記録する。

◆聞き取りで確認・記録すべき事実関係◆

① 申し出(事実関係の確認)について

いつ誰から申し出があったのか(確認したのか)

② いじめについて

いつ、誰が(複数の場合は区別をはっきりさせて)、誰に、どこで、何を、どのようにしたのか、どう思ったのか(なぜそういう言動をしたか)、周りの生徒はどうしていたか、他にこの情報を知っている人等

*流れが分かるように時系列で記録する。発言は詳細に記録する。スマートフォンなどに記録が残っているのであればその提示を求める。

③ いじめを受けた本人に対して

身体的・物損的被害状況の有無、現在の気持ち、苦痛に感じていることは何か、どんな行為をやめてほしいのか、いじめを行った生徒と今後どのような関係になりたいか、どういう対応をとってほしいか、学校生活の中で配慮してほしいことは何か等

◆聞き取りの際の留意事項◆

- ① 周囲に気づかれにくい場所で話を聞く。
- ② 情報提供者の思いや勇気に感謝を伝え、しっかりと受け止めて対応する。
- ③ いじめを行ったと思われる生徒が複数いる場合には、一人一人個別に、できるだけ一斉に行う。聞き取り後は、突き合わせを行い、食い違う点や不明な点を確認する。
- ④ 聞き取りをする教員は、生徒との関係性を考慮し、なるべく複数を割り当てる。
- ⑤ 窓から飛び降りるなど不測の事態が起こらないよう、注意しながら対応する。
- ⑥ 基本的に指導と聞き取りは切り分けて行う。事実確認を終える前の指導的な発言は、決めつけにつながり信頼を損なう。
- ⑦ 長時間に及ぶ場合は、トイレや水分補給、帰宅方法や帰宅時間等を考慮して対応する。

(6) いじめ防止対策委員会で情報を共有し、いじめの認知および対応について協議する。懲戒処分を検討が必要な事案の場合は、学年会議、拡大生徒指導部会、職員会議を開き、いじめを行った生徒に対する指導を決定する。会議で決定したことは会議録に残しておく。

ア 対応について

- ① いじめを受けた生徒及び保護者への対応（支援内容、担当者）
- ② いじめを行った生徒及び保護者への対応（指導・支援内容、担当者）
- ③ 周囲の生徒への対応（指導内容、担当者）
- ④ 関係機関等への支援要請の検討（要請の内容、担当者）

(7) 関係生徒への支援・指導をする。

ア いじめを受けた生徒に対する支援

いじめを受けた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめを受けた生徒の立場」に立ち、本人の要望を十分考慮した上で、継続的に支援する。

- ① 苦痛の共感的な理解と対応
- ② 安全、安心できる環境の確保
- ③ 長期的な相談支援（心のケア）

イ いじめを行った生徒に対する指導

個々の事案を踏まえ、以下のように指導する。悪意があったり、考え方が甘かったりした事案の場合は、いじめは決して許されないという毅然とした態度で根気強く指導する。好意で行ったつもりが相手に苦痛を感じさせてしまうなど強く責めることが教育的に望ましくない場合は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟な対応をする。また、いじめられた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導など人格的な成長を促すとともに、立ち直りのための支援を行う。

- ① 相手の苦しみを理解させる指導
- ② 自分の行為と自分自身を見つめさせる指導
- ③ 温かい人間関係づくりの大切さを実感させる指導
- ④ 人間関係の修復とその維持を適切に実行させる指導
- ⑤ 本人が抱える問題や背景を理解し、共感的態度で立ち直りを支援する指導

⑥ 出席停止の措置をとった場合は、学習支援をする指導

ウ 関係集団に対する指導

いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒だけでなく、周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しては、自分たちでいじめ等を制止しようとする態度を育成することが大切である。

① いじめを受けた生徒の苦しみを理解させる指導

② いじめをはやし立てたり、黙認する意識について見つめ直させる指導

③ いじめを受けた生徒を助けることは、いじめを行った生徒を助けることにもなるという意識を持たせる指導

エ 全体に対する指導

全体に対する指導が必要と思われる事案の場合は、学年全体あるいは全校生徒に対し、同じような事案が発生しないよう意識を高めさせる指導をする。

オ 個人情報の取扱い

個人情報については、その取扱いに十分留意する。

(8) 保護者に対して状況説明をし、連携をはかる。

ア いじめを受けた生徒の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

① 事実関係を迅速に伝える。

② 共感的理解と対応を前提に、保護者の心情や要望を十分に聴いた上で、学校の指導方針や解決策について説明し、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

イ いじめを行った生徒の保護者に対して

事実関係を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

① 事実関係を迅速に伝える。

② いじめが重大な問題であること、また、学校と家庭双方からの指導が重要であることについて、相互に認識を深め、具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

③ 電話や家庭訪問をした際は記録を残す。また、家庭訪問は複数の職員で対応する。

(9) 県教育委員会に報告をする。

(10) 全教員の共通理解のもと、全教員で経過観察をしながら、継続指導をする。

7 いじめの解消について

(1) いじめが解消したかどうかを判断し、県教育委員会に報告する。いじめの解消の判断には2つの要件が満たされている必要がある。

① 少なくとも3か月以上の期間、いじめ行為がなされなかったこと。

② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(2) 解消したと判断をした後も、再発することがないように、日常的に注意深く観察する。

8 家庭・地域・関係機関との連携

(1) 家庭との連携

- ア 生徒の道徳心や自己有用感を高められるように協力する。
- イ 家庭において、情報機器使用のルールづくりに努めるよう促す。
- ウ 家庭・学校での様子の変化を互いに連絡しあい、早期の情報共有を図る。
- エ いじめがあった場合、迅速に連絡を取り合い、協力して解決を図る。
- オ 学校外の相談窓口の紹介や、スクールカウンセラーの斡旋をする。
- カ 基本方針に対する保護者の意見も踏まえ、見直しを図る。

(2) 地域との連携

- ア 子供を温かく見守る環境作りを進めてもらう。
- イ 学校評議員会で、いじめについての情報提供をして、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。
- ウ 学校評価において、取組の実施状況を評価してもらう。
- エ 基本方針に対する地域住民の意見も踏まえ、見直しを図る。

(3) 教育委員会との連携

- ア いじめ防止の取組状況やいじめの認知、いじめの解消を速やかに報告する。
- イ 情報提供や支援・指導・助言を受ける。
- ウ 学校外の相談窓口を生徒・保護者へ情報提供する。
- エ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣を依頼する。

(4) 警察（生活安全課）との連携

- ア 心身や財産に重大な被害が生じることが疑われる場合や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合、教育的な配慮やいじめを受けた生徒及び保護者の意向への配慮の上で、早期に警察と連携して対応する。

(5) 福祉関係機関との連携

- ア 家庭での養育に関する指導・助言について連携する。
- イ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握について連携する。

(6) 医療機関・スクールカウンセラーとの連携

- ア 精神保健に関する専門機関での受診やスクールカウンセラーとの面談についての助言や調整を行う。
- イ 精神症状の治療に関する指導・助言について連携する。

9 ネットいじめへの対応について

(1) ネットいじめとは

インターネット内において、文字・画像・映像等を使い特定の生徒の誹謗中傷をする、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、特定の生徒の公表されたくない個人情報を掲載するなどがネットいじめである。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

- ① フィルタリング：有害情報に触れることがいじめにつながる可能性もあり、そのリスクを減らすためにも、子どもが利用する携帯電話等についてフィルタリングを設定していくことをすすめる。
- ② 保護者の見守り：子どもたちが携帯電話やインターネットをどのように利用しているのかといった、その利用実態について関心を持ち、日頃からその把握に努めてもらい、家庭内においてルールを定めることをすすめる。

イ 情報教育の充実

「教科情報」におけるネットワーク上のルールやマナー、危険回避、個人情報・プライバシー、人権侵害、著作権への対応などに関する情報モラル教育の充実に努める。

ウ インターネットの危険についての講話の実施やパンフレットの配布

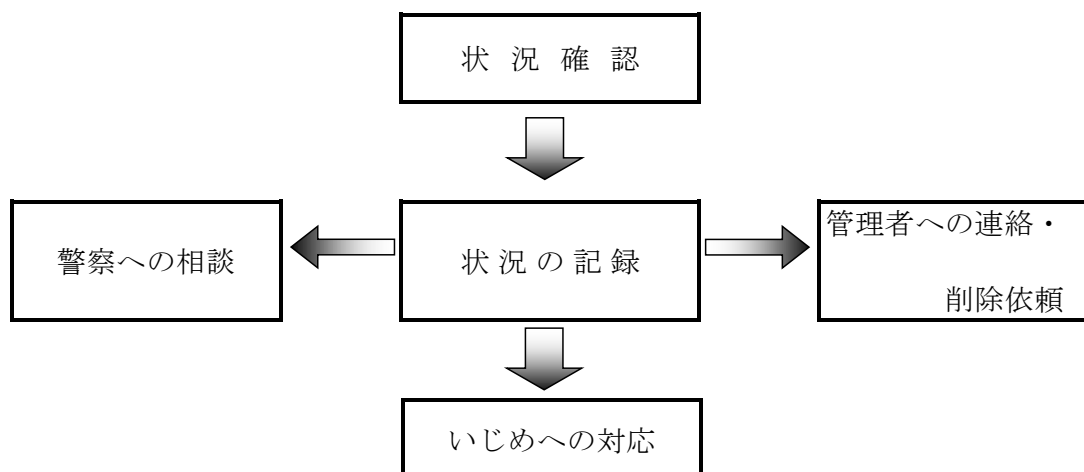
(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- ① 被害者からの訴え：教員は生徒との間に、困ったことがあったらすぐに相談される関係を日頃から築くように努める。
- ② 閲覧者からの情報：他の生徒からの報告で発覚するケースも多くある。報告してきた生徒を守ることを徹底し、報告しやすい環境を作る。また、保護者や地域人材等の協力も得ながら、インターネット（SNS）内の定期的な巡回・閲覧活動を実施する。
- ③ ネットパトロール：教育委員会や民間企業等の協力も得て、積極的に推進する。

イ 不当な書き込みへの対処

万が一、ネットいじめを発見した場合には、下記の流れで迅速かつ適切に対応する。



10 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な障害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 重大事態時の報告・調査協力

ア いじめの重大事態については、「青森県いじめ防止基本方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」に基づき対処する。

イ 学校が重大事態と判断した場合、県教委に報告する。生徒又は保護者から申し立てがあった場合は、調査しないまま、いじめの重大事態ではないという判断を下さない。

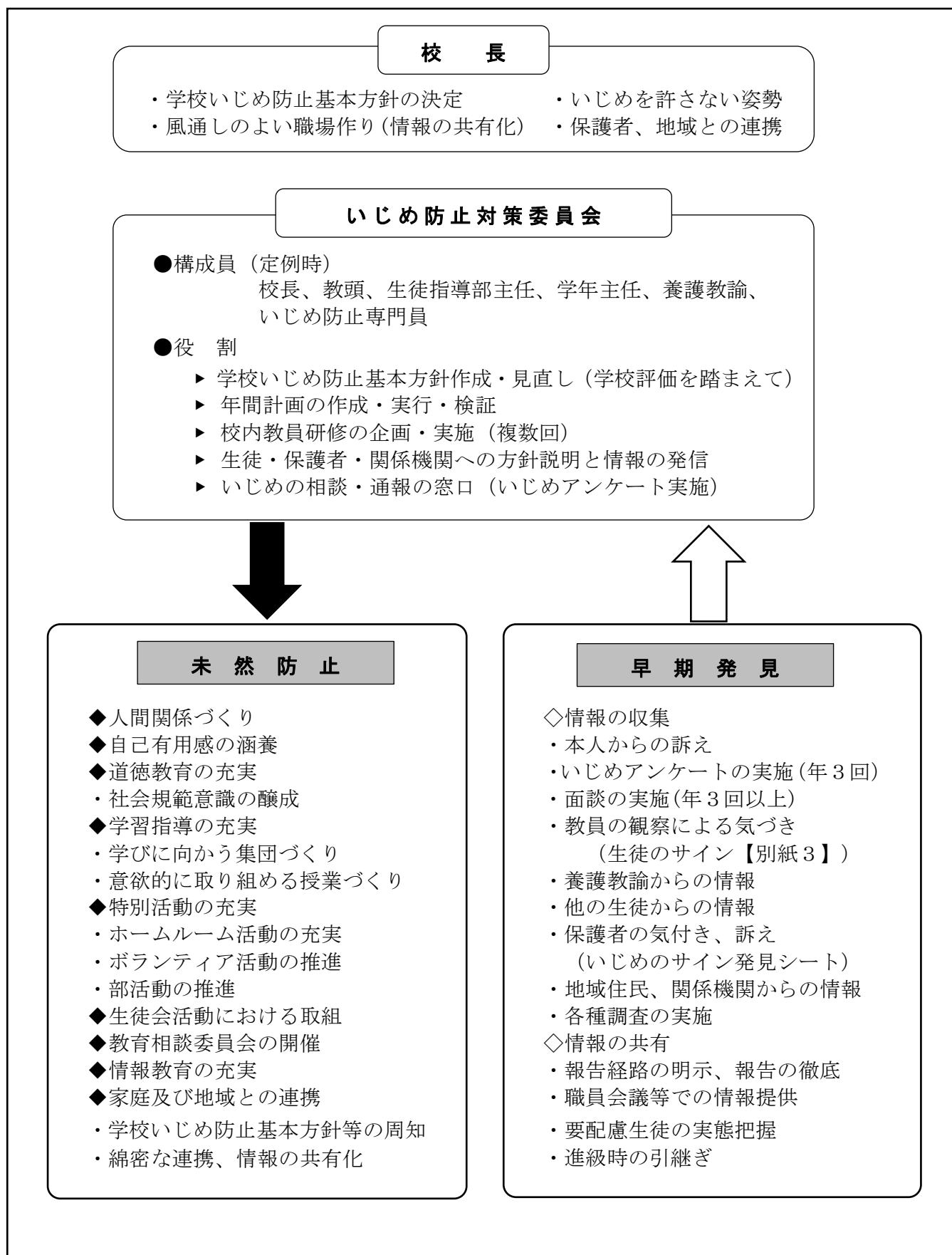
ウ 学校が調査の主体となる場合は、県の指導及び支援のもと調査をし、対処にあたる。

エ 県が主体となって調査を行う場合は、その調査のための組織に全面的に協力する。

11 評価について

(1) 学校評価委員会が実施する学校評価の評価項目に、基本方針に基づく取組の実施状況を位置づけ、目標の達成状況の評価を受ける。その際、いじめの認知件数の多寡によらず、いじめ防止対策が機能しているかを評価する項目とする。

(2) 評価結果を踏まえ、いじめ防止対策委員会で取組の検証をし、改善を図る（PDCAサイクルの確立）。



【別紙 2】

学校いじめ防止プログラム

時期	実施内容	場面	対象	主管
4 月	基本方針の確認・年間計画作成 始業式・ガイダンス等での啓発（安全教室・ネット依存防止） 学級及び学年での人間関係づくり（エンカウンター） 基本方針の共通理解 個人面談 保護者への説明および啓発	いじめ防止対策委員会 始業式・ガイダンス ホームルーム活動 教員研修 昼休み・放課後 新入生保護者集会・PTA総会	委員 生徒 生徒 教職員 生徒 保護者	いじめ防止対策委員会 生徒指導部 学年・学級担任 いじめ防止対策委員会 学級担任 いじめ防止対策委員会
5 月	いじめアンケート① いじめアンケート①回答への対応 いじめ防止対策委員会① いじめについて考える（事例理解・標語作成）	いじめ防止対策委員会 いじめ防止対策委員会 いじめ防止対策委員会 ホームルーム活動	生徒 生徒 委員 生徒	いじめ防止対策委員会 いじめ防止対策委員会 いじめ防止対策委員会 生徒指導部・学級担任
6 月	気になる生徒の情報共有 行事を通じた人間関係づくり	教育相談委員会 体育祭	委員 生徒	教育相談委員会 学級担任
7 月	行事を通じた人間関係づくり 学校評議員からの意見 カウンセラーだより	文化祭・表現科公演 学校評議員会 ホームルーム活動	生徒 教職員 生徒・保護者	学級担任 渉外部 生徒指導部（保健）
8 月	いじめアンケート② ソーシャルスキルトレーニング	いじめ防止対策委員会 ホームルーム活動	生徒 生徒	いじめ防止対策委員会 学級担任・生徒指導部
9 月	いじめアンケート②回答への対応 いじめ防止対策委員会② 行事を通じた人間関係づくり 教員研修	いじめ防止対策委員会 いじめ防止対策委員会 八東杯 教員研修	生徒 委員 生徒 教職員	いじめ防止対策委員会 いじめ防止対策委員会 学級担任 いじめ防止対策委員会
10月	個人面談 インターネットトラブルの事例紹介	昼休み・放課後 ホームルーム活動	生徒 生徒	学級担任 生徒指導部・学級担任
11月	行事を通じた人間関係づくり 気になる生徒の情報共有	修学旅行 教育相談委員会	2 学年生徒 委員	学級担任 教育相談委員会
12月	学校評価アンケート 生徒会活動による取組 カウンセラーだより	ホームルーム活動 ホームルーム活動	保護者・後援会 生徒 生徒・保護者	生徒会執行部 生徒指導部（保健）
1 月	いじめアンケート③	いじめ防止対策委員会	生徒	いじめ防止対策委員会
2 月	いじめアンケート③回答への対応 いじめ防止対策委員会③（年度総括を含む） 個人面談 気になる生徒の情報共有 学校評議員からの意見	いじめ防止対策委員会 いじめ防止対策委員会 昼休み・放課後 教育相談委員会 学校評議員会	生徒 委員 生徒 委員 教職員	いじめ防止対策委員会 いじめ防止対策委員会 学級担任 教育相談委員会 渉外部
3 月	1 年間の振り返りと来年度への目標 中学校からの情報収集 カウンセラーだより	ホームルーム活動 中学校訪問 ホームルーム活動	生徒 教職員 生徒・保護者	学年・学級担任 生徒指導部 生徒指導部（保健）

*適宜、スクールカウンセラーによる教育相談を実施する。

【別紙３】

生徒のサインチェックリスト

１ いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
朝	☐ 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない ☐ 教員と視線を合わせず、うつむいている ☐ 体調不良を訴える ☐ 提出物を忘れたり、期限に遅れる ☐ 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる
授業中 持ち物等	☐ 保健室・トイレに行くようになる ☐ 教材等の忘れ物が目立つ ☐ 机周りが散乱している ☐ 決められた座席と異なる席に着いている ☐ 教科書・ノートに汚れがある ☐ 突然個人名が出される
休み時間 清掃等	☐ 弁当にいたずらされる ☐ 昼食を教室の自分の席で食べない ☐ 用のない場所にいることが多い ☐ ふざけ合っているが表情がさえない ☐ 衣服が汚れていたりしている ☐ 一人で清掃している
放課後(部活動含)	☐ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている ☐ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる ☐ 一人で部活動の準備、片付けをしている
教室全体等 (その他)	☐ 嫌なあだ名が聞こえる ☐ 席替えなどで近くの席になることを嫌がる ☐ 何か起こると特定の生徒の名前が出る ☐ 筆記用具等の貸し借りが多い ☐ 壁等にいたずら、落書きがある ☐ 机や椅子、教材等が乱雑になっている

２ いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
☐ 教室等で仲間同士が集まり、ひそひそ話をしている ☐ ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている ☐ 教員が近づくと、自然に分散したりする ☐ 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる

【別紙 4】

第〇回「いじめアンケート調査」

令和 年 月 実施

_____年 _____組 _____番 氏名_____

本校では、皆が安全な学校生活を送るため、「いじめは絶対しない」「いじめは絶対許さない」としています。この調査は、いじめで苦しむ生徒をなくするために、いじめ、あるいはいじめに発展しそうな出来事の情報収集するためのものです。些細な情報でもいいので、気になることがあったら書いてください。

なお、今回の調査は _____月 _____日～ _____月 _____日についての調査となります。

(1) あなたは、この期間、いじめと感じる行為を受けたことがありますか。

(はい いいえ)

※「はい」と答えた生徒は、下記にできるだけ具体的に書いてください。

--

(2) あなたは、この期間、いじめと受け取れるような行為を見たり、誰かから聞いたり、誰かから相談されたりしたことがありますか。

(はい いいえ)

※「はい」と答えた生徒は、下記にできるだけ具体的に書いてください。

--

(3) あなたは、この期間、インターネットや携帯電話のトラブルに巻き込まれたことはありますか。

(はい いいえ)

※「はい」と答えた生徒は、下記にできるだけ具体的に書いてください。

--

(4) その他（学校生活で困っていること等があったら書いてください。）

--

※この調査は、いじめ防止対策委員会が行っています。いじめの未然防止に取り組むとともに、相談・情報提供の窓口として常に活動しています。このアンケート実施後に相談・情報提供がありましたら、教職員の誰かに話してください。本校はいじめを受けた生徒、情報提供してくれた生徒を徹底して守り通します。

【別紙 5】

いじめ防止・対応のチェックリスト

〈評価〉 4：大いに当てはまる 3：だいたい当てはまる 2：あまり当てはまらない 1：全く当てはまらない

		チェック項目	評価
基本的な考え方	1	いじめは生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない重大な問題だという意識がある。	
	2	いじめは、どの学校でもどの生徒でも起こり得るものだという意識がある。	
	3	いじめは個々の教職員による対応でなく組織として取り組まなければならないものだという意識がある。	
	4	いじめの定義を知っている。	
	5	けんかやふざけ合いであっても、そのなかにいじめに該当する行為があるときは、生徒の被害感情をもとにいじめとして対応しなければならないことを理解している。	
	6	いじめに関する評価は、いじめの有無や多寡のみでされるのではなく、未然防止や早期発見に努めるとともに、発生した際に隠さず、迅速かつ適切な対応や組織的な取組を行っていることを評価されることを理解している。	
未然防止・早期発見	7	自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりがいじめ防止につながることを理解している。	
	8	生徒に不適切な言動が見られた場合は、流さずに適切な対応をとっている。	
	9	教職員の言動によって生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている。	
	10	生徒の気になる言動について、教職員間で日常的に情報交換をしている。	
	11	悩みを抱える生徒が相談しやすい機会を設定したり、相談しやすい環境を整えたりしている。	
解決に向けた対応	12	生徒が自らSOSを発信することは、多大な勇気を要するものであることを理解している。	
	13	いじめ（疑いを含む）を発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、生徒指導部主任あるいは教頭に報告することを理解している。	
	14	教職員は、いじめに関する情報を適切に記録しておく必要があることを理解している。	
	15	いじめを受けた生徒やいじめの情報提供してくれた生徒の安全を何よりも確保しなければならないことを理解している。	
	16	いじめた生徒への指導は、出席停止などの毅然とした対応が必要な場合もあれば、いじめという言葉を使わずに指導をすることが適切な場合があることを理解している。	
	17	いじめの防止や対応には、家庭との連携を密にすることが重要であり、地域や関係機関との協力も欠かせないという認識がある。	
解消	18	いじめが解消したと判断するには、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことに加え、3か月以上、いじめ行為がなされなかったことが必要であることを理解している。	
	19	いじめが解消したと思われる場合でも、継続して注意を払う必要があると認識している。	
重大事態	20	いじめにより、生徒の心身・財産に重大な被害が生じた疑い、又は生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、重大事態として対処することを知っている。	

いじめをキャッチしたら、（１）～（１０）の手順で対処していきます。

- （１）いじめの疑いが感じられた場合、又は生徒や保護者から相談を受けた場合には、いじめを受けた生徒や情報提供してきた生徒等の安全を確保しながら、速やかに、いじめ防止対策委員会（窓口は生徒指導部主任又は教頭）に報告する。
- （２）いじめ防止対策委員は、対応を協議し、関係教員に指示をする。
- （３）学級担任又はそれに代わる教員は、いじめを受けた生徒から事実関係を確認し、記録する。保護者へはその日にうちに連絡することを原則とする。
- （４）いじめを行ったと思われる生徒から、事実関係を確認し、記録する。場合によっては、顛末書に自ら記入させる。
- （５）必要があるときは、周囲の生徒からも事実関係の聞き取りをし、記録する。

◆聞き取りで確認・記録すべき事実関係◆

① 申し出（事実関係の確認）について

いつ誰から申し出があったのか（確認したのか）

② いじめについて

いつ、誰が（複数の場合は区別をはっきりさせて）、誰に、どこで、何を、どのようにしたのか、どう思ったのか（なぜそういう言動をしたか）、周りの生徒はどうしていたか、他にこの情報を知っている人等

*流れが分かるように時系列で記録する。発言は詳細に記録する。スマートフォンなどに記録が残っているのであればその提示を求める。

③ いじめを受けた本人に対して

身体的・物損的被害状況の有無、現在の気持ち、苦痛に感じていることは何か、どんな行為をやめてほしいのか、いじめを行った生徒と今後どのような関係になりたいか、どういう対応をとってほしいか、学校生活の中で配慮してほしいことは何か等

◆聞き取りの際の留意事項◆

- ① 周囲に気づかれにくい場所で話を聞く。
- ② 情報提供者の思いや勇気に感謝を伝え、しっかりと受け止めて対応する。
- ③ いじめを行ったと思われる生徒が複数いる場合には、一人一人個別に、できるだけ一斉に行う。聞き取り後は、突き合わせを行い、食い違う点や不明な点を確認する。
- ④ 聞き取りをする教員は、生徒との関係性を考慮し、なるべく複数を割り当てる。
- ⑤ 窓から飛び降りるなど不測の事態が起こらないよう、注意しながら対応する。
- ⑥ 基本的に指導と聞き取りは切り分けて行う。事実確認を終える前の指導的な発言は、決めつけにつながり信頼を損なう。
- ⑦ 長時間に及ぶ場合は、トイレや水分補給、帰宅方法や帰宅時間等を考慮して対応する。

- (6) いじめ防止対策委員会で情報を共有し、いじめの認知および対応について協議する。懲戒処分の検討が必要な事案の場合は、学年会議、拡大生徒指導部会、職員会議を開き、いじめを行った生徒に対する指導を決定する。会議で決定したことは会議録に残しておく。

ア 対応について

- ① いじめを受けた生徒及び保護者への対応（支援内容、担当者）
- ② いじめを行った生徒及び保護者への対応（指導・支援内容、担当者）
- ③ 周囲の生徒への対応（指導内容、担当者）
- ④ 関係機関等への支援要請の検討（要請の内容、担当者）

- (7) 関係生徒への支援・指導をする。

ア いじめを受けた生徒に対する支援

いじめを受けた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめを受けた生徒の立場」に立ち、本人の要望を十分考慮した上で、継続的に支援する。

- ① 苦痛の共感的な理解と対応
- ② 安全、安心できる環境の確保
- ③ 長期的な相談支援（心のケア）

イ いじめを行った生徒に対する指導

個々の事案を踏まえ、以下のように指導する。悪意があったり、考え方が甘かったりした事案の場合は、いじめは決して許されないという毅然とした態度で根気強く指導する。好意で行ったつもりが相手に苦痛を感じさせてしまうなど強く責めることが教育的に望ましくない場合は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟な対応をする。また、いじめられた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導など人格的な成長を促すとともに、立ち直りのための支援を行う。

- ① 相手の苦しみを理解させる指導
- ② 自分の行為と自分自身を見つめさせる指導
- ③ 温かい人間関係づくりの大切さを実感させる指導
- ④ 人間関係の修復とその維持を適切に実行させる指導
- ⑤ 本人が抱える問題や背景を理解し、共感的態度で立ち直りを支援する指導
- ⑥ 出席停止の措置をとった場合は、学習支援をする指導

ウ 関係集団に対する指導

いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒だけでなく、周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しては、自分たちでいじめ等を制止しようとする態度を育成することが大切である。

- ① いじめを受けた生徒の苦しみを理解させる指導
- ② いじめをはやし立てたり、黙認する意識について見つめ直させる指導
- ③ いじめを受けた生徒を助けることは、いじめを行った生徒を助けることにもなるという意識を持たせる指導

エ 全体に対する指導

全体に対する指導が必要と思われる事案の場合は、学年全体あるいは全校生徒に対

し、同じような事案が発生しないよう意識を高めさせる指導をする。

オ 個人情報の取扱い

個人情報については、その取扱いに十分留意する。

(8) 保護者に対して状況説明をし、連携をはかる。

ア いじめを受けた生徒の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

- ① 事実関係を迅速に伝える。
- ② 共感的理解と対応を前提に、保護者の心情や要望を十分に聴いた上で、学校の指導方針や解決策について説明し、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

イ いじめを行った生徒の保護者に対して

事実関係を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ① 事実関係を迅速に伝える。
- ② いじめが重大な問題であること、また、学校と家庭双方からの指導が重要であることについて、相互に認識を深め、具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。
- ③ 電話や家庭訪問をした際は記録を残す。また、家庭訪問は複数の職員で対応する。

(9) 県教育委員会に報告をする。

(10) 全教員の共通理解のもと、全教員で経過観察をしながら、継続指導をする。

事案対処マニュアル（構成図）

